

土地改良区だより

〈第21号〉



発行者
柏崎土地改良区
(水土里ネット柏崎)

柏崎市三和町8番19号

TEL代表 (0257) 22-3855
FAX (0257) 22-2613

令和元年5月20日発行
〔写真：市野新田ダム〕

平成31年度(令和元年度)予算概要

平成31年度(令和元年度)予算は次のとおりです。

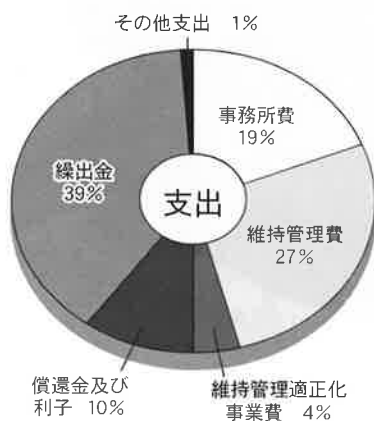
一般会計



組合費	173,070 (33%)
補助金及び交付金	38,260 (7%)
繰入金	263,688 (50%)
管理受託費	7,880 (2%)
繰越金	37,070 (7%)
その他収入	4,832 (1%)

収入総額 524,800

単位：千円

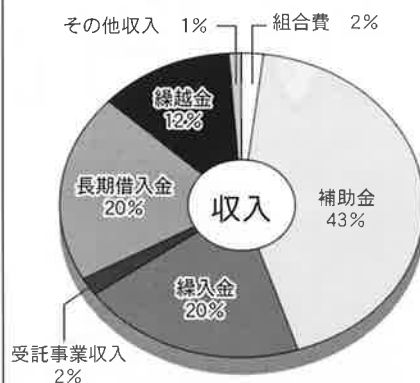


事務所費	98,979 (19%)
維持管理費	142,360 (27%)
維持管理適正化事業費	20,350 (4%)
償還金及び利子	54,768 (10%)
繰出金	205,713 (39%)
その他支出	2,630 (1%)

支出総額 524,800

単位：千円

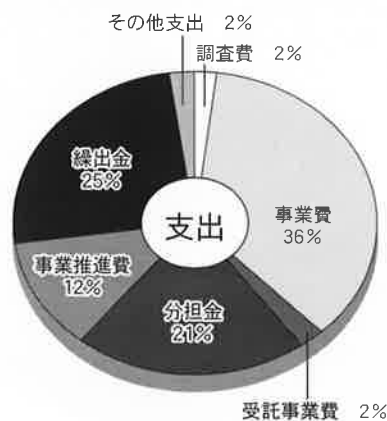
事業会計



組合費	13,851 (2%)
補助金	252,579 (43%)
繰入金	121,014 (20%)
受託事業収入	11,500 (2%)
長期借入金	116,150 (20%)
繰越金	73,208 (12%)
その他収入	858 (1%)

収入総額 589,160

単位：千円



調査費	11,000 (2%)
事業費	211,086 (36%)
受託事業費	10,500 (2%)
分担金	121,406 (21%)
事業推進費	72,757 (12%)
繰出金	150,158 (25%)
その他支出	12,253 (2%)

支出総額 589,160

単位：千円

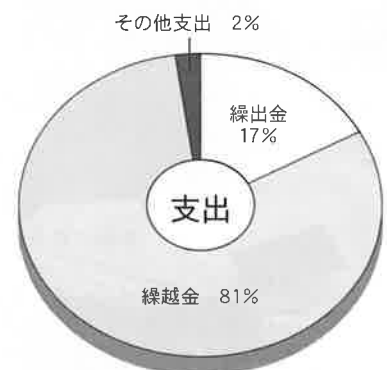
積立金会計



繰入金	116,344 (18%)
繰越金	502,145 (81%)
その他収入	734 (1%)

収入総額 619,223

単位：千円



繰出金	107,438 (17%)
繰越金	502,422 (81%)
その他支出	9,363 (2%)

支出総額 619,223

単位：千円

ホームページも、よかったら覗いてみて下さい。

<http://www.kashiwazaki-dokai.jp/>



第 10 回 通常総代会開催

∞ 市野新田ダム 試験湛水順調 ∞
 ∞ 新規採択には園芸・高収益への取組を ∞

3月7日、柏崎市産業文化会館において第10回通常総代会が開催され、平成30年度補正予算、平成31年度予算、定款変更、新規土地改良事業計画等27議案が全て可決されました。



議長：毛見靖正氏（第1選挙区
 柏崎市善根）

総代定数：80名（現在数同じ）

出席者：63名 出席率：78.8%

理事長・来賓挨拶要旨

- 三富理事長《皆さんの希望する時期にはほ場整備事業ができるように、全力を尽くす》
- 品田刈羽村長《やがて来る食糧危機に備えるために、大地、技術を進化させよ》
- 泉本北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長《市野新田ダムの試験湛水は順調。1年後に事業完了し事業所が閉鎖される。職務に精励する》
- 大平柏崎地域振興局農業振興部長《あまりに多くのほ場整備事業新規採択要望があり、県の財政が厳しい。採択を有利にするには、園芸・高収益への取組が重要》



◎土地改良区の概要

（平成31年4月1日現在）

地区面積	3,524ヘクタール
組合員数	4,658名
総代	79名
理事	16名
監事	3名
職員	11名



市野新田ダムについて

- 市野新田ダムは、試験湛水のため平成31年2月5日から貯水を開始し、3月26日に満水になりました



平成31年4月18日（満水状況）
有効貯水量：1,600千m³



平成31年2月5日湛水式
（市野新田ダム操作室）



平成30年11月（貯水開始前）

○試験湛水（満水）から供用開始までの流れ（予定）

- 令和元年5月13日 水位降下開始（常時満水位E L.238.00m）
50cm/日を目安に水位を下げ、中間水位E L.231.50mで3日間水位を保持
その後再び水位をさげる
- 令和元年6月上旬 試験湛水終了（最低水位E L.225.10m）
- 試験湛水終了後、各種委員会で安全性を確認したうえで河川管理者の完成検査を受け、令和2年1月頃再貯留開始
- 令和2年4月1日供用開始

○鵜川の河川水を使用している田には、令和2年度よりダム管理費の負担をお願いいたします

国 営 ダ ム 貯 水 状 況

・ 栃ヶ原ダムは、平成31年1月22日に満水
(2,300千 m^3) になりました。

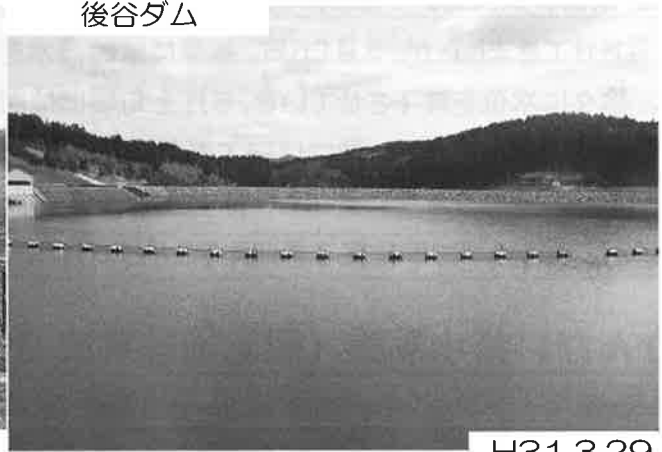
栃ヶ原ダム



H31.4.17

・ 後谷ダムは、平成31年3月28日に満水
(1,100千 m^3) になりました。

後谷ダム



H31.3.29

・ 国営ダムの受益地で渇水が生じそうな場合は、堰組合や維持管理組合等を通じて土地改良区へ連絡をお願いします。また、中央管理所では鯖石川・別山川の頭首工の水位を確認できますが、ため池掛かりや溪流掛かりの地域（新規受益地）の水利状況を確認することができないため、ダム用水の必要な場合は早めに連絡をお願いいたします。

水路・ため池に近づかないで！！

○毎年全国各所の用排水路・ため池などで、子供たちや高齢者の痛ましい水難事故が多数発生しています。

これからの時期は用水路やため池の水を農作業でたくさん使うので水量が増えて大変危険です。

家庭内でも、地域においても、声をかけあって水難事故にあわないようご協力をお願いします。

○4月20日～5月20日は『水難事故防止強化期間』です。

各地域におかれましても危険箇所がないかなど再確認をお願いします！



用水路にゴミを捨てないで！！

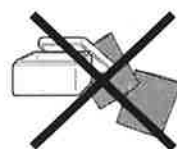
○用水路におけるゴミ撤去作業に多くの労を要しています。特に生活ごみなどが捨てられていることがあり対応に苦慮しています。

生活ゴミをすてないでください

〔ビン、缶、ペットボトル、くず野菜等を用水路へ捨てないでください。〕



飛散ゴミの流入防止にご協力をお願いします



〔マルチ、発泡スチロール、ビニールシート、肥料袋等は風で飛ばされないようしっかり固定するなどの対応をお願いします。〕

平成31年度(令和元年度)事業の取り組み

◆国営土地改良事業【本年度で事業完了!】

市野新田ダムにおいては、本年2月5日より、取水設備ゲート及び低水ゲートを全て閉塞し、徐々に水位を上昇させてきましたが、3月26日、無事に常時満水を迎えました。今後は一定期間満水状態を保持した後に、徐々に水位を降下させていき、6月上旬頃には試験湛水が完了する予定であり、その後ダムの安全性を確認する作業を含め、秋には竣工が見込める状況になりました。

これにより、平成9年度に着工した国営土地改良事業も、23年間という長い年月を経て、令和元年度末(来年3月末)をもって事業完了を迎えることとなります。

◆かんがい排水事業(国営関連事業関係)

単位:千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
柏崎1期	かんがい排水事業 (新農業水利システム)	100,000	H18~R3	【山口堰】用水路工、宮川江揚水機場工、河川協議 1.0式 【刈羽右岸】刈羽中部第3水管理改良工、河川協議 1.0式
柏崎2期		8,000	H22~H31	【西山右岸(長嶺)】実施設計 1.0式 【藤井東江】二つ又分水工 1.0式
東江2号	農山漁村地域整備交付金	38,500	H27~H31	用水路工 L=800m
3地区	計	146,500		※H32以降はR(令和)で表記

◆大区画ほ場整備事業

本年度から新たに『山口地区』及び『中鯖石南部地区』が、調査事業に着手します。

また、次年度に調査事業採択を目指している『安田地区』及び『矢田地区』で、調査事業の前段の取り組みとしての現況調査業務に着手します。なお、平成25年度から事業に着手した『下田尻地区』が本年度で事業完了となる見込みです。

単位:千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
下田尻	経営体育成基盤整備事業	22,000	H25~H31	暗渠排水 2ha、完了整備工 1.0式、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	840	H25~H31	土地利用調整及び推進活動
山室	経営体育成基盤整備事業	114,000	H26~R2	暗渠排水 28ha、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	1,040	H26~R2	土地利用調整及び推進活動
高田中部 (藤橋・堀・新道)	経営体育成基盤整備事業	95,000	H26~R3	区画整理 5ha、暗渠排水 4ha、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	1,000	H26~R3	土地利用調整及び推進活動
高田南部 (新道・堀・南下)	経営体育成基盤整備事業	365,000	H27~R2	区画整理 9ha、暗渠排水 69ha、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	1,280	H27~R2	土地利用調整及び推進活動
五日市・内方	経営体育成基盤整備事業	150,000	H28~R3	暗渠排水 15ha、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	880	H28~R3	土地利用調整及び推進活動
長嶺	経営体育成基盤整備事業	180,000	H28~R3	区画整理 6ha、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	880	H28~R3	土地利用調整及び推進活動
畔屋	経営体育成基盤整備事業	326,000	H30~R5	区画整理 15ha、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	920	H30~R5	土地利用調整及び推進活動
本条	経営体育成基盤整備事業	220,000	H30~R5	区画整理 20ha、ファームポンド工 1.0式、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	1,160	H30~R5	土地利用調整及び推進活動

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
黒滝	農業農村整備事業調査計画	600	H30～H31	事業計画概要書作成 1.0式
	経営体育成換地等調整事業	554	H30～H31	換地等事前調査 1.0式
和田	農業農村整備事業調査計画	600	H30～H31	事業計画概要書作成 1.0式
	経営体育成換地等調整事業	248	H30～H31	換地等事前調査 1.0式
山口 【新規】	農業農村整備事業調査計画	7,200	H31～R3	事業計画概要書作成 1.0式
	経営体育成換地等調整事業	585	H31～R3	換地等事前調査 1.0式
中鯖石南部 【新規】	農業農村整備事業調査計画	19,000	H31～R2	事業計画概要書作成 1.0式
	経営体育成換地等調整事業	1,549	H31～R2	換地等事前調査 1.0式
安田 【新規】	水利施設保全合理化事業 (施設計画策定)	5,000	H31	ほ場現況調査 他 1.0式
矢田 【新規】		3,000	H31	ほ場現況調査 他 1.0式
14地区	計	1,518,336		※H32以降はR(令和)で表記

◆中山間事業

平成22年度から事業に着手した『西山内郷地区』が、既に完了している『別山工区』・『伊毛工区』に続き、本年度は『上山田工区』・『田沢藤掛工区』で最後の工事をを行い、事業完了となる見込みです。

単位:千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
西山内郷	中山間地域総合整備事業	20,000	H22～H31	【上山田】暗渠排水 1ha、換地費1.0式 【田沢・藤掛】完了整備 1.0式
1地区	計	20,000		

◆ため池等整備事業

ため池の耐震性を向上させるため、本年度から『日ノ入池地区』が新たに事業に取り組みます。

なお、現在の耐震基準に見合った安全性を確保するため、管内で基準を満たしていない他のため池も次年度以降に順次、本事業による補強工事を実施していく予定です。

単位:千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
矢田	ため池等整備事業 (用排水施設《隧道》)	69,000	H30～R3	工事用道路設置工、立杭工 1.0式
五日市大池	ため池等整備事業 (ため池整備)	60,000	H29～R2	護岸工 L=240m、洪水吐工 1.0式
本村大池		82,000	H30～R3	ため池堤体工 L=110m
刈羽長池		56,000	H30～H31	ため池堤体工 1.0式
日ノ入池【新規】		10,000	H31～R3	実施設計 1.0式
5地区	計	277,000		※H32以降はR(令和)で表記

◆その他事業

単位:千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
上条	農村振興総合整備事業	500	H29～H31	完了整備工 1.0式
下藤井	農業水路等	13,450	H30～R2	用水路工 L=340m、測量設計 1.0式
六ヶ村江	長寿命化・防災減災事業	3,500	H31	水路蓋掛工 L=92m、安全防護柵工 L=50m
別俣水上	農地耕作条件改善事業	8,400	H30～H31	区画拡大 A=8ha
刈羽大塚揚水機場	村単事業	110,000	H31	ポンプ制御盤更新 1.0式
音無瀬揚水機場	県単事業(かんがい排水)	2,000	H31	主ポンプ操作盤取替 1.0式
前谷地川取水工	維持管理適正化事業	11,000	H31	開閉装置・操作盤・安全柵更新、鋼構造物塗装 1.0式
北野第1揚水機場		2,000	H31	主ポンプ分解整備工 1.0式
8地区	計	150,850		※H32以降はR(令和)で表記

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 土地改良区の賦課金について ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

土地改良区が皆様へ負担をお願いしている経費は下記のとおりです。
(単価は令和元年度です。)

事業を実施している地区においては、毎年の事業費に対して農家負担が発生します。(農家負担は各事業の行政からの補助率により異なります。) ご理解とご協力をお願いいたします。



賦課基準				期別納付率		
賦課金種別	対象地	地目	10a当たり賦課額	1期	2期	3期
①運営事務費	改良区内の土地の内、一般区	田	2,600 円	50%	50%	
		畑・雑	1,300 円	50%	50%	
	" 特別区	田	1,800 円	50%	50%	
		畑・雑	900 円	50%	50%	
②維持管理費	維持管理事業実施地区	田	地区別に設定	100%		
刈羽地区維持管理費	維持管理事業実施地区	田	3,700 円	50%	50%	
③ダム管理費	ダム用水供給受益地	田	1,300 円	50%	50%	
④-1 事業費償還金	事業実施地区の内、借入に伴う償還金のある土地	田 (地区によっては畑・雑)	借入額・償還年数により地区毎に異なる		100%	
④-2 事業費賦課金	事業実施地区において、各年度毎の事業費負担金がある土地	田 (地区によっては畑・雑)	毎年の予算状況・借入残額により地区毎に異なる			100%

納期限 1期=R1.5.25 2期=R1.10.15 3期=R2.3.29 (金融機関が休業日の場合は翌営業日)

! 各人別名寄帳で土地台帳のご確認を!!

西山町浜忠・鎌田・北野地区の組合員様へ

賦課金通知書に各人別名寄帳(賦課の対象となる土地を記載したもの)を同封しています。変更や訂正があれば届出をお願いします。

～維持管理費の納入について～
例年同様、第1期に所有者の方から維持管理費を全額納めていただき、秋頃に耕作者の方から返金される予定です。なお、明細は所有者の方、耕作者の方それぞれに通知いたします。ご理解、ご協力をお願いします。



組合員資格等に変更のあった時

- ・ 農地の移動(売買、交換、農業委員会等での貸借契約及びその解除)
- ・ 組合員の名義変更(贈与、農業者年金受給、老齢等での経営移譲、死亡による相続等)
- ・ 組合員の住所や電話番号の変更
- ・ 賦課金の口座振替及び指定口座番号の変更

農地を転用する時等

- ・ 農地を農地以外(宅地、森林等)に転用する時
- ・ 使用目的を変更する時(田から畑へ)
- ・ 公共事業で用地買収された時(道路、河川等)
- ・ 非農地の判断が下った時



お問い合わせは 柏崎土地改良区 総務課まで TEL 0257-22-3855
届け出用紙は、当改良区ホームページからダウンロードできます。(http://www.kashiwazaki-dokai.jp/)



組合員のみなさまへ



平成30年度賦課金未納状況

期別	旧町村名	未納者人数	金額(円)
1期	中 鯖 石	3	17,971
	南 鯖 石	1	40,181
	北 条	8	148,160
	田 尻	4	36,648
	北 鯖 石	2	259,168
	中 通	1	4,785
	高 田	2	4,006
	上 条	4	14,845
	別 俣	1	17,932
	野 田	1	847
	西 山 町	4	22,418
	刈 羽 村	2	174,036
1期 計		33	740,997
2期	中 鯖 石	3	13,343
	南 鯖 石	1	40,181
	北 条	9	78,150
	田 尻	4	20,520
	北 鯖 石	3	178,113
	中 通	1	4,785
	高 田	2	2,854
	上 条	4	14,488
	別 俣	1	7,064
	野 田	1	847
西 山 町	5	178,452	
刈 羽 村	2	192,086	
2期 計		36	730,883
3期	北 条	8	25,600
	南 鯖 石	1	15,615
	西 中 通	1	5,197
	中 通	8	77,402
	高 田	5	26,512
	上 条	6	159,266
西 山 町	6	439,056	
3期 計		35	748,648
合計		104	2,220,528

(H31.4.23現在)

**農地を売買する場合
滞納賦課金は、新資格者が負担**

滞納賦課金のある土地の権利を取得する場合は、土地改良法により、新資格者にその納入義務が生じます。競売の場合も同様です。トラブルを避けるためにも、資格取得の際は、必ず土地改良区に確認をお願いします。

★平成 29 年度の未納賦課金について

昨年 5 月のたよりでお知らせした未納額(人数)

2,151,535 円(100 人)

H31.4.23 現在の未納額(人数)

538,272 円(23 人)

賦課金の納入には、ほとんどの組合員の方からご理解をいただき、納期限内に納入して頂いております。納入が滞っておられる方は、滞納処分(差押)の対象となりますので、速やかに納入されますようお願いいたします。

【差押の対象となるもの】

預貯金・給与・賞与・年金・生命保険・土地・建物
自動車・その他動産など

★分納など、納入のご相談は

総務課 TEL0257-22-3855 までご連絡下さい。

賦課金の納入は、口座振替が便利です

取扱い金融機関

下記の金融機関から口座振替ができます。

- 農業協同組合…JA バンク新潟
- 銀行…第四銀行、北越銀行、大光銀行
- 信用金庫…柏崎信用金庫
- 信用組合…新潟縣信用組合、新潟大栄信用組合
- 労働金庫…新潟県労働金庫
- 郵便局…全国のゆうちょ銀行



(問い合わせ先) 柏崎土地改良区総務課 TEL0257-22-3855

平成31年度(令和元年度) 地区別土地改良区費一覧表

土地改良区費は原則として事業費は所有者、維持管理費等の経常費は耕作者負担となりますので、
賃借料を決める時の参考にして下さい。(10a当り単価)

地区	関係集落	経常費(※1)	事業費(※2)	備考
南 鯖 石	笹崎・森近・田島・山室・行兼(ダム水利内)	3,900円	0円	
南 鯖 石	笹崎・森近・田島・山室・行兼(ダム水利外)	2,600	0	
宮 之 下 (ほ場)	宮之下	4,100	0	
善 根 堰	上加納・中加納・下加納・久ノ木・飛岡・佐之久・石川・久木太	4,700	0	
善 根 (ほ場)	飛岡・上加納	6,500	1,420	
安 田	鳥越・安田町・中道・三ツ家・城之組・明神・上田尻	5,600	0	
与 板	宮平・与板	4,700	0	
与 板 (上段)	与板	4,200	0	
善 根 堰 水 利 外	宮平・下加納・久ノ木・飛岡・佐之久	1,800	0	
小 坂 堰	平井・今熊・十日市・中道・畔屋	5,900	0	
南 条 ①	南条(善根堰掛り)	7,200	0	
南 条 ②	南条(上段)	7,000	0	
北 条 ①	東条・深沢・四日町・荒町・家近・山澗・小島・大広田	6,300	0	
北 条 ②	山澗・小島	4,400	0	
北 条 (その他)	山本・引地・中村・大広田・旧広田・赤尾	1,800	0	
愛 宕 沖	鹿島・赤尾・四日町・十日市	4,600	0	
藤 井 堰 (西江)	上藤井・下藤井・桜木町・春日・橋場・下原・上原・比角・長浜 半田岩上・新田畑・田塚・茨目・上田尻・下田尻・両田尻	5,100	0	
上 田 尻	上田尻	5,900	0	暗渠排水地区
豊 田	橋場・上原・下原・春日	5,300	0	
藤 井 堰 (東江)	中田・畔屋・与三・劔・下大新田・土合新田	5,300	0	
北 鯖 石 東 部	与三・畔屋	7,000	0	
畔 屋 (ほ場)	畔屋	2,600	0	
大 川 堰	長崎新田	4,800	0	
中 通 ①	矢田(ダム水利内)	5,920	0	
中 通 ②	吉井(ダム水利内)	5,850	0	
中 通 ③	曾地(ダム水利内)	5,750	0	
中 通 ④	矢田(ダム水利外)	3,770	0	
中 通 ⑤	吉井(ダム水利外)	3,700	0	
中 通 ⑥	曾地(ダム水利外)	2,600	0	
中 通 ⑦	花田	3,700	0	
中 通 ⑧	飯塚	3,600	0	
新 田 堰	曾地新田・曾地・花田	4,900	0	刈羽上高町は除く
古 町 堰	上条・古町	3,200	0	
古 町 堰 (高田)	新道・上方・下方・横山・藤橋・堀・南下	3,700	0	
高 田 中 部 (ほ場)	新道・藤橋・堀	3,700	650	
西 割 新 道	新道	5,600	0	
黒 滝 ・ 貝 淵	黒滝・貝淵	2,600	0	
宮 之 窪 ・ 山 口	宮之窪・山口	2,600	0	
別 俣 (排水路)	久米・水上・細越	4,600	0	
別 俣 (ほ場)	久米(須山)	2,600	6,500	
野 田	下野田・野田・中組・田屋	1,800	0	
北 野 (ほ場)	北野	5,100	5,220	
坂 田 (ほ場)	坂田	3,100	10,960	
新 保	新保	2,600	0	
五日市・内方(ほ場)		2,600	0	
長 嶺 (ほ場)		2,600	0	
二 田 (その他)	坂田・二田・黒部・長嶺・和田・五日市・内方・大坪・北野	1,800	0	
鎌 田 (ほ場)	鎌田	5,470	6,600	
別 山 (ほ場)	別山	2,600	8,900	
別 山 (その他)	別山	1,800	0	
灰 爪 堰	上山田	3,900	16,600	ダム用水受益地
灰 爪 堰	伊毛	3,900	0	
灰 爪 堰 左 岸 ①	田沢・藤掛	4,500	0	
灰 爪 堰 左 岸 ②	池浦・二田・礼拝	4,500	0	
西 山 内 郷	上山田	2,600	16,600	ダム用水受益地外
内 郷 (その他)	田沢・藤掛・池浦・礼拝・鎌田・下山田・伊毛・上山田・尾野内・別山	1,800	0	
浜 忠 (ほ場)	浜忠	5,600	0	
大 津	大津	4,100	0	
石 地 (その他)	甲田・大崎	1,800	0	
刈 羽	全集落	7,600	0	

※1 経常費には、(運営事務費・維持管理費・ダム管理費)を合算して表示しています。

※2 事業費には、償還賦課金を徴収する(田)単価を表示しており、地区からの繰入金等は記載していません。

土地改良区 しりーず

土地改良事業って
なあに？



土地改良事業には次のものがあると、法律に定められています。

- ① 土地改良施設(用排水路・農道・農用地の保全又は利用上必要な施設)の新設、管理、廃止、変更
- ② 区画整理(ほ場整備)
- ③ 農用地の造成
- ④ 埋立、干拓
- ⑤ 農用地・施設の災害復旧
- ⑥ 交換分合
- ⑦ 農用地の改良又は保全に必要な事業



土地改良事業は
誰がするの？

事業規模によって分かれていて、国営事業なら農林水産省、都道府県営事業なら新潟県農地部、団体営事業なら柏崎市、刈羽村や柏崎土地改良区などが事業主体となって行います。ほとんどが農家の負担を伴う補助事業です。

土地の関係者の要望(申請手続き)によって事業化されますので、申請に必要な書類と関係者の同意書が必要になります。申請後に審査され、適正だと認められると事業採択となり、予算の割当を受けて工事に入ります。

昔から米作りには土地・用水・道路が必要で、営農形態の変化に伴って土地改良事業への取組が何度も行われ、今の土地改良施設があります。

次号につづく 

新たに約337haの農地へダム用水供給を開始

平成31年度（令和元年度）より中通地区及び刈羽地区の下図の区域でダム用水の利用が可能になりました。中通地区では鯖石川の藤井堰から取水し、刈羽地区は別山川の大塚堰より取水して各地区へ配水を行います。

平成9年度から着手された国営かんがい排水事業のダム建設に続き、県営・団体営かんがい排水事業によりポンプ、送水管路などの工事が順次進められ、待望の供用開始となりました。

供給開始に伴い下図の区域ではダム管理費の負担をお願いします。ご理解とご協力をお願いいたします。

